

上士幌町定住住宅建設等促進奨励事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住みよい住環境づくりの一環として、住宅の新築、リフォーム又は法改修をする者に対して奨励金を交付することにより、持家住宅の建設促進と住宅の長寿命化を図り、もって定住人口の増加及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 町内の次のいずれかに該当する個人所有の家屋のうち、奨励金の申込みをしようとする者（以下、「申込者」という。）が居住しており（住宅新築後又はリフォーム完了後に居住する場合を含む。）、固定資産税評価基準に基づく専用住宅部分のものをいう。
 - イ 申込者が自ら所有するもの
 - ロ 法改修の場合、イに加え所有者の承諾を得たもの
 - ハ リフォームの場合、イに加え申込者の一親等以内の者が所有し、かつ所有者の承諾を得たもの
 - ニ 新築の場合、工事完了後に申込者が所有するもの
- (2) 賃貸住宅 町内の次に掲げる事項に該当する建物のうち、賃貸借契約を締結して賃借人が入居するように作られたものをいう。
 - イ 当該建物の新築の際に上士幌町定住促進賃貸住宅建設助成事業の交付を受けていないもの
 - ロ 町内に住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住所をいう。以下同じ。）を有する個人または法人が所有するもの
- (3) 町内業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者又は同法第3条第1項ただし書きに規定する軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者で、法人にあつては本店を町内に有し、個人にあつては町内に主たる事業所を有する者をいう。
- (4) 新築 建築費用（消費税及び地方消費税を含む。）が500万円以上の新たな住宅を建設することをいう。
- (5) リフォーム 住宅又は賃貸住宅に第4条第1項に掲げる改修工事を行うことをいう。
- (6) 法改修 介護保険法（平成9年法律第123号）、又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規

定する住宅改修を行うことをいう。

(申込対象者等)

第3条 奨励金の申込みができる者は、次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 住宅の新築又はリフォームである場合、町内に住所を有する者、又は町外に住所を有する者のうち工事完了後の住宅に転居する者
 - (2) 町内業者により新築又はリフォームを行う者
 - (3) リフォームの場合、当該年度内にリフォームを完了できる者
 - (4) 法改修の場合、当該法に基づく住宅改修の承認を受けた者
 - (5) 町税を滞納していない者
 - (6) 賃貸住宅のリフォームである場合、当該賃貸住宅を所有する者、又は当該賃貸住宅の所有者の承諾を得た賃借人
 - (7) その他町長が特に必要と認める者
- 2 申込者は、新築、リフォーム又は法改修を施工する前に、定住住宅建設等促進奨励事業利用申込書（別記第1号）を町長に提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の申込書を受理したときは、内容を審査の上、定住住宅建設等促進奨励事業利用決定書（別記第2号）を申込者へ通知するものとする。

(リフォーム対象経費等)

第4条 リフォームの奨励金の対象となる経費は、リフォーム費用（消費税及び地方消費税を含む。）が50万円以上（ただし、他の制度により補助等の対象となっている金額を除く。）で、次の各号のいずれかに該当する改修工事に要した経費とする。ただし、1棟の住宅又は賃貸住宅について1回限りとする。

- (1) 住宅又は住戸の修繕、補修（一部増築を含む。）工事
 - (2) 建物の内外装の改修工事
 - (3) 給湯器、風呂、台所、トイレ及び冷暖房設備の修繕、補修及び取り替え工事
- 2 店舗又は事務所が併設された部分を含む建物のリフォームについては、住宅部分を奨励金の対象とし、共用部分については按分し奨励金の対象を算出する。

(法改修対象経費)

第5条 法改修の奨励金の対象となる経費は、介護保険法第45条第1項又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第6号に規定する住宅改修で、支給基準限度額を超える住宅改修費用とする。

(奨励金)

第6条 新築の奨励金は、延床面積が49.5㎡以上の住宅にあつては50万円相当の

- 商品券、延床面積が49.5㎡未満の住宅にあつては20万円相当の商品券とする。
- 2 リフォームの奨励金は、事業対象経費の10%以内とし、20万円を限度額とする。
ただし、奨励金は商品券とし、千円未満は切り捨てるものとする。
 - 3 法改修の奨励金は、事業対象経費に対し10万円を限度額とする。
ただし、奨励金は商品券とし、千円未満は切り捨てるものとする。

(交付申請)

- 第7条 第3条第3項の通知を受けた者で、新築の奨励金の交付を申請しようとする者（以下「新築申請者」という。）は、対象住宅に転居又は登記後1か月以内に定住住宅建設等促進奨励金（新築）交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。
- 2 第3条第3項の通知を受けた者で、リフォームの奨励金の交付を申請しようとする者（以下「リフォーム申請者」という。）は、リフォーム完了から1か月以内又は3月31日までのいずれか早い日までに、定住住宅建設等促進奨励金（リフォーム）交付申請書（第2号様式）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。
 - 3 第3条第3項の通知を受けた者で、法改修の奨励金の交付を申請しようとする者（以下「法改修申請者」という。）は、定住住宅建設等促進奨励金（法改修）交付申請書（第3号様式）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

- 第8条 町長は、前条の書類を受理したときはその内容を審査し、適当と認めるときは、新築申請者、リフォーム申請者又は法改修申請者に、定住住宅建設等促進奨励金（新築）交付決定通知書（第4号様式）、定住住宅建設等促進奨励金（リフォーム）交付決定通知書（第5号様式）又は定住住宅建設等促進奨励金（法改修）交付決定通知書（第6号様式）により通知し、奨励金を交付する。

(調査)

- 第9条 町長は、必要があると認めるときは、職員にその実情を調査させることができる。

(交付決定の取消)

- 第10条 町長は、虚偽の申請により奨励金の交付を受けたことが明らかになったときは、すでに交付した奨励金の一部又は全部について返還を命ずることができる。

(委任)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、新築の場合に限り、同日以前に第3条第3項の通知を受けた者は、平成28年2月末日までに第7条第1項の規定による申請を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、新築の場合に限り、同日以前に第3条第3項の通知を受けた者は、平成30年2月末日までに第7条第1項の規定による申請を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、新築の場合に限り、同日以前に第3条第3項の通知を受けた者は、平成31年2月末日までに第7条第1項の規定による申請を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、新築の場合に限り、同日以前に第3条第3項の通知を受けた者は、令和2年2月末日までに第7条第1項の規定による申請を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、新築の場合に限り、同日以前に第3条第3項の通知を受けた者は、令和4年2月末日までに第7条第1項の規定による申請を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、新築の場合に限り、同日以前に第3条第3項の通知を受けた者は、令和6年2月末日までに第7条第1項の規定による申請を行うことができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年4月30日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、新築の場合に限り、同日以前に第3条第3項の通知を受けた者は、令和9年2月末日までに第7条第1項の規定による申請を行うことができるものとする。